

# 中小企業者等脱炭素アドバイザー資格試験受験料補助制度

千代田区では中小企業者等が自社の温室効果ガスを削減する取組みを支援するため、環境省が認定する脱炭素アドバイザーの資格受験料の一部を補助します。

## ～脱炭素アドバイザーとは？～

脱炭素化推進に向けて、環境省が一定の基準に基づいて認定した民間資格制度に合格した者が「脱炭素アドバイザー」として活躍することができます。

## 補助の対象者（申請者）、条件等

- ・区内に事業所を有する中小企業者等であること。
- ・住民税や固定資産税等を滞納していないこと。 ・官公庁等でないこと。
- ・「ちよエコ未来企業宣言」又は「ちよエコ未来事業者宣言」を行っていること。

### 【補助対象となる受験者】

- ・上記申請者である中小企業者等に在勤するものであること。
- ・過去に同一認定レベルの資格試験を対象としたこの要綱による補助を2回以上受けていないこと。

## 補助内容

- ・環境省が脱炭素アドバイザー資格として認定した試験の受験に係る受験料の75%を補助

※算出した金額に100円未満の端数があるときは切り捨て

## 《 手続きの流れ 》

申請者

区

### 申請

補助金交付申請書と納税証明書の写しを提出  
※ 申請は資格試験受験前に行ってください。

### 補助金交付決定通知

審査の結果（交付の可否や交付予定額）を  
書面（又は電子文書）でお知らせします。

### 資格試験の申込

### 受験

### 実績報告

資格試験受験後、実績報告書と必要書類を提出  
【必要書類】 受験票の写し、領収書の写し 他

### 補助金交付額確定通知

補助金の額を確定し、  
書面（又は電子文書）でお知らせします。

### 確定通知受領

### 請求

補助金交付請求書を提出（速やかに！）

### 補助金振込

請求日から振込に1か月程かかります。

## お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課 ゼロカーボン推進担当

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所 5階

☎ 03-5211-4255 ✉ [kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp](mailto:kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp)